

仕 様 書

- 1 業務件名：北熊本(R3)消防用設備点検
- 2 実施場所：熊本県熊本市北区八景水谷2-17-1
- 3 実施期間：契約締結日の翌日～令和4年3月31日（木）
- 4 業務目的

本業務は、防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

5 業務概要

- (1) 北熊本駐屯地に設置されている消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、連結送水管設備、泡消火設備、消防用水）の総合点検を実施するもの。
- (2) 対象建物等 23施設
（対象建物及び消防設備細部については別紙第1及び別紙第2による。）

6 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書及び建築保全共通仕様書による他、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検を実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に伴う庁舎等施設への立ち入りについては、駐屯地等関係諸規則に従うものとし、本業務に関係のない施設には立ち入らないものとする。なお、細部要領等については、監督官の指示に従うものとする。
- (3) 本業務実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (4) 請負者は役務実施に先立ち、係員と協議のうえ〔作業計画書（作業の具体的な計画を定めたもの）・工程表〕を作成、係員の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ係員の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (5) 請負者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、役務完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、監督官及び施設管理者と十分に協議を行い、施設等には損傷を与えないように十分注意して作業すること。万一、施設等に損害を与えた場合には、速やかに係員に報告し係員の指示するとおり請負業者の責任で原形に復旧すること。
- (7) 本業務に従事する者に必要な資格は、消防法等で定められている点検に必要とされる資格を有する者とする。
- (8) 本業務の実施に際しては、安全管理に十分注意を払い、火災予防及び事故防止に留意し、万一事故が発生した場合においても官側は一切責任を負わないものとする。
- (9) 駐屯地の出入門時間は、8時30分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (10) 作業日程等は監督官との調整による。

(11) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 点検の基準、要領及び結果報告書等の作成は、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施することを基準とするが、総合点検の内容等、点検内容が部隊運営に支障を及ぼす可能性があるものについては事前に監督官と実施内容を調整し、点検を実施するものとする。
- (2) 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、消防法に定める資格を有する者が行うものとする。
- (3) 本役務に必要な工具、計測機器及び消耗品等については、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負者の負担により準備すること。
- (4) 点検実施中、万が一既存設備の老朽等の原因により設備が破損した場合は、点検を一時中止し、官側へ報告するものとし、可能な限りその破損の原因究明に取り組むものとする。また、その設備補修の責任については、原因が既設設備の老朽等、請負者の責でない事が明らか場合は、官側が負担するものとし、細部は相互で協議を実施するものとする。
- (5) 点検終了後、速やかに点検報告書を作成し、官側に2部提出するものとし、併せて所轄消防署への報告書類提出作業も請負業者で処置を実施するものとする。

8 提出書類

(1) 種類・部数

ア 工程表	1部 (契約後すみやかに)
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部 (契約後すみやかに)
ウ 着手届	1部 (着手当日)
エ 完了届	1部 (完了当日)
オ 打合簿、日誌	1部 (その都度)
カ 内訳明細書	1部 (契約後すみやかに)
キ 点検報告書	2部 (作業完了後すみやかに)
ク その他指示された書類 (その都度)	

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。